

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

会計年度任用職員の地域手当について所要の改正をするため、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年開成町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) _____ _____ _____ _____	附 則 1・2 (略) <u>(地域手当の額の特例)</u> <u>3 当分の間、第7条において準用する給与</u> <u>と条例第8条の2の規定の適用について</u> <u>は、同条第2項中「100分の10」とある</u> <u>のは、「100分の5」とする。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。